

○財務省告示第二百三十号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年六月二十四日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年七月四日

財務大臣臨時代理

国務大臣 甘利 明

一 名称及び記 国庫短期証券（第三百七十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額

八	七							六							五										
最	イ							イ							方										
低	行	争	非	者	特	国	入	行	争	非	者	特	国	入	行	争	非	者	特	国	入	価	法	入	
額	札	札	札	第	第	債	札	札	札	札	第	第	債	札	札	札	札	第	第	債	札	札	札	決	
面	発	発	発	I	I	場	発	発	発	発	I	I	場	発	発	発	発	I	I	場	発	発	発	定	
金	発	発	発	I	I	場	発	発	発	発	I	I	場	発	発	発	発	I	I	場	発	発	発	の	
千						八	四	万	五					額	億	額									
万						万	千	五	兆					面	四	面									
円						九	千	六	千	二				金	千	金									
						千	百	四	千	七				額	万	額									
						八	十	百	七	百				で	円	で									
						百	四	十	百	四				四	兆	五									
						億	十	億	十	億				千	二	兆									
						八	千	九	千	七				六	千	七									
						千	九	百	七	十				百	五	十									
						九	百	八	十	八				四	十	三									
						十								十六											
														億											
														円											

入札競争の価格競争の決定の
 方法を定めるものとする。
 各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。各国債市場特別参加者ご
 の応募限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

発行額
 五兆二千七百五十三
 億四千六百四十六億円

発行額
 五兆二千七百四十
 億九千七百八十

千万円

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九									
払込 期日	者入 札参 加	場所 支払	元償 金還 金額	償還 期限	行争 入札 発競	非者 価第 格I	特別 参加 市場	国債 市場	入札 発行	価競 争格	発行 行日	振替 単位				
平成 二十 五年 六月 二十四 日	財務 大臣 から 通知 を受け た者	日本 銀行	額面 金額 百円 につき 百円	償還 金を 支払 う。	当た ると きは 、そ の翌 営業 日に	ただ し、 償還 期が 銀行 休業 日に	平成 二十 五年 九月 二十四 日	十七 銭六 厘三 毛	額面 金額 百円 につ き九 十九 円九	募価 格	十七 銭六 厘以 上の それ ぞれ の応	額面 金額 百円 につ き九 十九 円九	平成 二十 五年 六月 二十四 日	す。 額の 整数 倍の 金額 によ るも のと	の記 載又 は記 録は 、最 低額 面金	振替 法の 規定 によ る振 替口 座簿